

重要事項説明書

第 1 号通所事業 元気アップリハビリ教室 総合事業やまお REHAB

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(第 2 3 A 3 2 0 0 0 6 1 号)

当事業所は、利用者に対して元気アップリハビリ教室を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 法人

- (1) 法人名称 医療法人秀麗会
(2) 法人所在地 愛知県西尾市桜木町5丁目14番地
(3) 電話番号 0563-56-8512
(4) 代表者名 理事長 山尾 ^{ツカサ} 令
(5) 設立年月日 平成17年3月4日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所種類 第1号通所事業・元気アップリハビリ教室
第23A3200061号
(2) 事業所目的 元気アップリハビリ教室は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう支援する事を目的としてサービスの提供に当たります。
(3) 事業所名称 総合事業やまお REHAB
(4) 事業所所在地 愛知県西尾市桜木町5丁目14番地
(山尾病院内)
(5) 電話番号 0563-56-8512
(6) 管理者氏名 山尾 令
(7) 運営方針 要支援、事業対象者である高齢者に対し、通所によるリハビリテーションと訪問によるアセスメントを組み合わせた短期集中型の支援を提供する。本事業は運動機能を向上させることにより、日常生活に支障のある生活行為を改善し、終了後も高齢者自身が主体的に介護予防に取り組み、地域で生活できるように支援するものとする。
(8) 開設年月日 平成31年4月1日
(9) 事業の実施地域 西尾市（佐久島を除く・住所地特例者を含む）
(10) 営業日及び営業時間 営業日：月曜日～金曜日（年末年始を除く）
通所サービス提供時間：月曜日 午前10時30分から正午
※当事業所は、上記サービス提供時間を超えるサービスの延長は、行っておりません。
(11) 実施回数 全26回（訪問2回、通所24回）で、6か月（週1回）とする。
(12) 利用定員 10名

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して元気アップリハビリ教室を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

管理者 1名 (医師と兼務1名)
理学療法士 1名以上 (常勤兼務1名以上)
作業療法士 1名以上 (常勤兼務1名以上)

(令和8年10月現在)

(主な職員の勤務時間)

管理者 8時30分から17時30分
理学療法士 8時30分から17時30分
作業療法士 8時30分から17時30分

4. 当事業所が提供するサービスと利用料

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付となるサービス

①機能訓練

利用者の心身の状態に応じて適切な訓練を実施します。

②介護予防ケアマネジメント

利用者に合わせた元気アップリハビリ教室プログラム計画書兼報告書を作成します。

③健康チェック

利用者の血圧、脈拍測定を行います。

(2) サービス利用料金

＜介護保険の給付の対象となるサービス＞ (基本料金)

下記の料金によって、利用者は西尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をお支払い下さい。

(1単位：10円)

項目	単位	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問	900	900円	1,800円	2,700円	1回(全2回)
通所	600	600円	1,200円	1,800円	1回(全24回)
送迎(片道)	47	47円	94円	141円	送迎を行った場合

5. サービス提供における事業者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービス提供について、必要に応じて分かりやすく説明します。
- (3) 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行います。
- (4) 利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師と連携し、利用者からの聴取、確認をします。
- (5) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に防災訓練を行います。
- (6) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後 5 年間保管すると共に、利用者又は家族等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。
- (7) サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (8) 事業所は、地域包括支援センター等必要な機関に対して利用者・利用者の家族又は身元保証人に関する情報を提供する場合には事前に文書により同意を得ることとします。
- (9) 事業者は、利用者又はその家族の求めに応じて、サービスに係る記録を開示いたします。
- (10) 事業者は、利用者又はその家族の求めに応じて、事業計画及び財務内容等を開示いたします。

6. 利用料金のお支払方法

サービス利用月の翌月の 15 日前後に請求書を送付させていただきます。請求書ご確認後 25 日までに引き落とし指定口座にご利用料金のご用意をお願いいたします。

【例】指定口座引き落とし: 翌月の 26 日(金融機関休業日は翌営業日)引き落としとなる。

7. 利用の中止

- (1) 急な体調不良等のやむを得ない事情で利用予定の当日に欠席のご連絡をされる場合、午前 8 時 30 分までにご連絡をお願い致します。
- (2) 利用予定の前日までにお申し出がなく、当日の 8 時 30 分までに利用の中止のお申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくことがあります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定の前日までにお申し出があった場合 : 無料

利用予定の当日までにお申し出がなかった場合 : 当日の利用料の自己負担額

※原則として、元気アプリハビリ教室プログラムは一度限りの利用しか認められません。

8. 当院の外来診療受診について

利用日当日の外来診療受診は、サービスを十分に提供できない可能性があります。従って、原則として利用日の当院の外来診療受診はご遠慮下さい。但し、利用中の急変等緊急時はこの限りではありません。

9. 事故発生時の対応

サービス提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに 利用者の家族又は身元保証人等関係者並びに市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について

前条の事故につき、利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。また、利用者に重大な過失がある場合、事業者は損害額を減じることができます。

11. 身元保証人について

利用者の身元保証人を定めてください。ただし、社会通念上、身元保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元保証人は、契約書に基づく利用者の一切の責務について、利用者と連携して履行の責任を負っていただきます。

12. 個人情報保護

当施設が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。但し、高齢者虐待防止に基づく通報は、この限りではありません。

- ・ 個人情報相談窓口（担当者） 杉浦 陽子
- ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・ 電話 0563-56-8512（山尾病院リハビリ室直通）

13. 開示について

- (1)利用者又はそのご家族の求めに応じて、サービスに係る記録の開示を致します。
- (2)利用者又はそのご家族の求めに応じて、事業計画、財務内容等の開示を致します。

1 4. 苦情の受付について

(1). 当施設における苦情の受付

- ・ 苦情受付窓口（担当者） 杉浦 陽子
- ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・ 電話 0563-56-8512（山尾病院リハビリ室直通）

(2) その他の苦情受付機関

- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会

電話 052-971-4165 ^{苦がない 良い老後}

所在地 名古屋市東区泉一丁目6番地5号

受付時間 午前9時から午後5時まで

- ・ 西尾市役所 長寿課電話 0563-65-2119